# 呉市老人福祉センターみはらし荘に係る指定管理者の候補者の適否判断について

呉市老人福祉センターみはらし荘の指定管理者の候補者について次のとおり適否判断を しました。

### 1 施設の概要

- (1) 所在地 呉市警固屋8丁目17番1号
- (2) 設置目的 老人福祉の増進を図るための施設として、設置する。

## 2 募集の概要

(1) 募集期間 令和6年8月23日(金)から令和6年9月3日(火)まで

#### (2) 候補者

団体名	団体所在地	代表者氏名
社会福祉法人呉市社会福祉	呉市中央5丁目12番21号	会長 中本 克州
協議会		

### 3 審査の概要と結果

### (1) 審査方法

呉市老人福祉センターみはらし荘の指定管理者選定委員会において、申請者から提出された書類及びヒアリング等をもとに、各委員が審査基準ごとにその適否を審査しました。

### (2) 審査基準

審査基準	主な評価の視点	配点
ア 事業計画書等の内容が、利用し	・利用者の平等利用の確保	適・否
ようとする者の平等利用が図られ		※否は失格
るものであること。		
イ 事業計画書等の内容が、施設の	・施設の設置目的との整合性	適・否
適切な維持及び管理が図られるも	・自主事業の内容	※否は失格
のであること。	・苦情への対応及び個人情報の	
	取扱い	
ウ 事業計画書等の内容が、利用促	・利用促進に係る具体的な取組	適・否
進が図られるものであること。	及び老人福祉に必要な事業	※否は失格
	・利用者数等の数値目標	
	・利用者の要望(ニーズ)把握	
	に係る具体的な取組	
エ 事業計画書及び収支予算書の内	・適切な収支計画書の規模・内	適・否
容が、適切かつ管理経費の縮減が	容	※否は失格
図られるものであること。	・管理経費の縮減のための工夫	
オ 施設の管理を安定して行う能力	・経営状況	適・否
を有するものであること。	・適切な人員配置体制	※否は失格
	・事故等の緊急事態への対応	

カ その他施設の設置目的又は性格	・高齢者の福祉の増進に必要な	適・否
等に応じて別に定める基準	取組	※否は失格
総合	哲 记	適・否
総 合 <sup> </sup>		※否は失格

### (3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、社会福祉法人呉市社会福祉協議会を本施設の指定管理者の候補者に選定しました。

申請者	社会福祉法人呉市 社会福祉協議会	【評価した点】 ・利用者の氏名等の個人情報が適切に管理され
総合判定	適	ていること。
【内訳】		・団体利用におけるバス送迎に係る利用料の算
審査基準ア	適	定が、利用者の負担が抑えられたものであるこ
<i>"</i> イ	適	と。
<i>"</i> ウ	適	
ル エ	適	
" 才	適	
リ カ	適	

- 4 指定期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 委員会の議事概要
  - (1) 選定委員会の開催状況
    - ア 開催日時 令和6年9月27日(金)
    - イ 開催場所 呉市役所2階203会議室
    - ウ 出席者 民間の学識経験者 5人, 呉市職員 2人 計 7人

#### (2) 議事概要

ア 主な意見等

- ・団体利用のバス送迎はどんな場合に行っているのか。また,利用者負担はどうしているのか。
- ・個人情報を施錠したロッカーで保管とあるが、扱っているものは紙書類のみか。
- ・利用者の貴重品を受付で預かるのが基本とあるが、そうした理由があれば教えて ほしい。
- ・利用人数のうち、警固屋地域の統計をとっていたら教えてほしい。
- イ 委員会の結論

指定管理者の候補者の選定に関する事項等の評価の結果、社会福祉法人呉市社会 福祉協議会は候補者として適当であると認められる。

【問い合わせ】呉市福祉保健部高齢者支援課(電話 0823-25-3573)